

● 今までの違い

仕送方法	内容	税制改正前	税制改正後
手渡し	納税者自身の渡航による生活費手渡し	○	×
	奥様のフィリピン帰国時による生活費手渡し (夫が日本人・奥様がフィリピン人)	○	×
	友人の渡航による生活費手渡し	○	×
	国外居住親族の来日による生活費手渡し	○	×
送金	納税者本人名義で国外扶養親族全員へ送金	○	○
	奥様の名義で国外扶養親族へ送金 (夫が日本人・奥様がフィリピン人)	○	×
	国外扶養親族が5名(複数)いる場合、代表者1人に送金し、代表者から他4名へ配分	○ 5名の扶養控除適用	△ 1名のみ扶養控除適用
	友人に依頼し、国外扶養親族へ送金	△	×
	納税者本人から国外扶養親族の共有名義の口座へ送金	○	×